

令和2年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員（一般事務職）
採用試験
受験案内

令和2年12月25日
米子市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職務内容
一般事務職	5人程度	窓口業務や行政事務に従事します。

【受付期間】

令和2年12月25日（金） ～ 令和3年1月22日（金）
・土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。
・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
・郵送による申込みの場合は、1月22日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和3年2月7日（日） （受付時間）8：30～8：50	米子市役所本庁舎 4階会議室 （米子市加茂町一丁目1番地） *くわしくは応募者に別途お知らせします。

予算編成や予算の議決の状況等によっては、採用にならない場合があります。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務職	5人程度	窓口業務や行政事務に従事します。

○ 職務内容は、配属になる所属により異なります。

2 受験資格

- 年齢、性別は問いません。
- パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方。

次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
令和3年2月7日（日） （受付時間）8：30～8：50	米子市役所本庁舎 4階会議室 （米子市加茂町一丁目1番地） *くわしくは応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
教養試験 （多肢選択式）	100点	職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	

○ 合格者の決定

- ・ 合格者は、教養試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
- ・ 教養試験、面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

5 申し込み受付期間

令和2年12月25日（金） ～ 令和3年1月22日（金）

- ・土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、1月22日必着で受け付けます。

6 受験手続

区分	内容
提出書類	受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部 返送用封筒 1通 ○ 受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。 ○ 返送用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）、氏名を記入のうえ、84円切手を貼ってください。
申込先	米子市総務部職員課（本庁舎3階） 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話（0859）23-5344 [持参により申し込む場合] ○ 米子市総務部職員課へ、直接ご持参ください。 [郵送で申し込む場合] ○ 封筒の表に赤字で「採用試験（一般事務職）受験申込」と書いてください。
受験票の交付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送します。 ○2月2日までに到着しないときは、米子市総務部職員課にお問い合わせください。

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市総務部職員課にお尋ねください。

7 試験結果の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	2月下旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

8 採用予定日

令和3年4月1日

9 勤務条件

区分	内容
報酬	報酬は、 月額113,109円（高卒以下） 月額119,922円（短大卒） 月額128,438円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 ・1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。 ・勤務時間の割振りは、配属される所属により異なります。
任用期間	任用期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。 ・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く。） ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○ いずれの職種も、採用時までには給与改定・制度改正があった場合は、それによります。